

<加算の増減・区分変更、基本報酬算定区分の変更がない事業所>

No.	質問内容	回答
1	算定の変更はないが、職員の体制が変わった場合、加算届の提出は必要か。	不要です。
2	加算を取るための職員が変わった場合、資格証を添付した加算届の提出が必要か。	不要です。事業所において要件を満たしていることを確認し、根拠書類を保管してください。
3	加算の対象者が増減したが算定区分の変更がない場合、加算届の提出は必要か。	不要です。
4	就労移行支援体制加算については昨年度から単位数に変更がなくても年度当初の届出が必要とされているが、届出が必要な提出書類は何か。	就労移行支援体制加算について昨年度から単位数に変更がない場合は、以下の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号-2） ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図（市作成例01） ・就労移行支援体制加算に関する届出書（別紙51）

<加算の増減・区分変更、基本報酬算定区分の変更がある事業所>

No.	質問内容	回答
1	加算届の添付書類は変更のある加算についてのみで良いか、それとも算定している全ての加算について提出する必要があるか。	変更のある加算についてのみ提出が必要です。
2	資格証や実務経歴証明書は全ての職員について提出する必要があるか。	管理者、サービス管理責任者を除き、すべての方の資格要件・実務経歴要件等がわかる書類を添付してください。 なお、実務経歴証明書については写しで可とします。
3	資格証が旧姓の場合はどうすればよいか。	現在の姓と旧姓の関連が確認できる公的証明書の写しを添付してください。 【例】 戸籍謄本の写し、（旧姓併記の）運転免許証 等
4	処遇改善加算の届出も体制届と併せて提出してよいか、	処遇改善加算の届出は、体制届と提出専用フォームが異なります。 処遇改善加算の提出専用フォームから提出してください。 ※例年、体制届の提出専用フォームに処遇改善加算の届出を併せて提出されるのを見受けられます。本市における届出確認事務に支障が生じますので、処遇改善加算の届出、体制届はそれぞれの提出専用フォームから提出してください。

<その他共通事項>

No.	質問内容	回答
1	メールで提出しても良いか。	不可です。専用フォームから提出してください。
2	郵送で提出しても良いか。	不可です。専用フォームから提出してください。
3	審査が終わった旨の連絡はあるのか。	審査後の連絡はいたしません。提出書類に不備があった場合にはメール等でご連絡します。
4	一度提出した書類の差し替えをしたいが、どうすれば良いか。	差し替える書類のみ、以下のとおりメールにてご提出ください。 件名；R8体制届差替え【事業所番号・事業所名・Logoフォーム受付番号（英数字10字；例 RU12345678）】 送付先；a3965-02@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp ※メール送信日から3日以内（土日祝日含めず）に受信確認メールが届かない場合は、書類差し替えメールが本市へ届いていない可能性がありますので、必ず以下に電話いただきますようお願いいたします。 080-5975-2577（2578, 2579）（受付時間 平日9時～17時） ※提出期限日以降の差し替えは受付しかねますのでご承知おきください。